

国立大学法人東京外国語大学公開講座受講料に関する規程

（昭和51年 5月 1日）
制 定

改正 昭和52年 5月10日 昭和55年 4月19日
昭和57年 4月14日 昭和59年 6月25日
昭和62年 4月10日 平成元年 4月10日
平成 2年 4月27日 平成 4年 6月19日
平成 5年 4月 1日 平成 7年 4月28日
平成 9年 4月15日 平成11年 4月19日
平成13年 4月 1日 平成15年 3月27日規則第10号
平成16年12月28日規則第228号 平成17年 4月 1日規則第20号
平成21年12月22日規則第152号 平成26年 7月 8日規則第42号
平成27年 3月24日規則第45号 平成29年 2月 2日規則第13号
平成30年 1月23日規則第 2号 平成31年 1月25日規則第 5号

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学学則（昭和52年4月1日制定）第58条に基づいて開設する公開講座及び国立大学法人東京外国語大学オープンアカデミー規程（平成27年規則第68号）に基づいて開設するアカデミー講座等の受講料及びその徴収方法について定めるものとする。

（公開講座）

第2条 公開講座の講習料の額は、1時間当たり1,030円とする。

（アカデミー講座）

第3条 アカデミー講座は、「語学講座」、「教養講座」及び「特別講座」とする。

2 アカデミー講座は、東京外国語大学（以下「本学」という。）府中キャンパス、本学本郷サテライト及び青山学院大学青山キャンパスにおいて開講する。

3 アカデミー講座は、原則として、1回90分の講義とし、1回当たりの講習料は、別表1のとおりとする。ただし、特別講座については、その内容により、協議の上、別途料金を設定することができる。

4 アカデミー講座の受講料は、前項に規定する講習料に加え、1講座あたり1,000円の事務手数料を加算した額とする。

5 アカデミー講座の実施に当たり、前項に規定する講習料のほか、実費経費を徴収することが必要となった場合は、受講する者から徴収することができる。

（一般聴講制度）

第4条 一般聴講制度の授業科目の聴講料の額は、1科目10,800円とする。

2 聴講生のうち、他の大学の正規学生及び高等学校の生徒の者は、聴講料を5,400円とする。ただし、本学と連携協定を締結している大学の正規学生、高等学校の生徒については、聴講料を3,240円とする。

3 一般聴講制度の授業科目の受講料は前2項に規定する聴講料に加え、1科目あたり1,000円の事務手数料を加算した額とする。

（受講料等の徴収及び返還）

第5条 受講料等は、当該年度の公開講座等実施要項に基づいて受講の申請を受理するときに徴収する。

2 受講手続き完了後は、受講料等は返還しない。ただし、次の場合は、受講料の全額または一部を返還することができる。

(1) 転勤（家族の転勤に伴う転居を含む）、病気等やむを得ない事情で受講をキャンセルする場合で、講座開催3日前までにキャンセルの連絡があった場合は、当該講座の受講料からキャンセル手数料2,000円を差し引いた額（3日前が東京外国語大学の休日の場合は、その前の平日まで）

(2) 講座が不成立の場合、又は、講師若しくは本学のやむを得ない事情により1回も実施できなかった場合は、全額

別表1 アカデミー講座講習料

	本学府中キャンパス	本学本郷サテライト	青山学院大学 青山キャンパス
語学講座	1,600円	1,800円	2,000円
教養講座	900円	1,000円	1,100円
特別講座	2,200円	2,400円	2,600円

ただし、消費税を含む。

附 則

この規程は、昭和51年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和52年5月10日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和55年4月19日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和57年4月14日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和59年6月25日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和62年4月10日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成元年4月10日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成2年4月27日から施行し、平成2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成4年6月19日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月28日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成9年4月15日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成11年4月19日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年12月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年7月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月2日から施行し、平成29年1月20日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年1月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年1月25日から施行し、平成31年1月1日から適用する。